

綾瀬市防火協力団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、火災予防の普及を図るため、防火協力団体（以下「団体」という。）が行う事業の経費に対し補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(成果又は効果)

第2条 この事業は、幼年期からの防火思想の啓発を推進するとともに、一般家庭及び企業からの出火防止対策等を充実し、かつ、強化し、市民の安全かつ安心を確保することを成果とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、別表第1に掲げる団体とする。

(補助対象)

第4条 補助対象とする事業は、別表第2に掲げる事業とする。

(補助額)

第5条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 綾瀬防火協会が行う別表第2に掲げる事業に対し、10万円を限度額とし、事業予算の1/5を補助するものとする。
- (2) 綾瀬市防火委員会及び綾瀬市少年消防クラブが行う別表第2に掲げる事業に対し、予算の範囲内で定めるものとする。

(補助金の対象期間)

第6条 補助期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、規則第4条第1項に定める補助金等交付申請書に、団体の総会等において承認された事業計画書及び収支予算書を添えて、5月末日までに市長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第8条 規則第7条に規定する交付決定の通知は、綾瀬市防火協力団体補助金（変更）交付決定通知書（別記様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項に規定する市長の定める期日は、交付決定を受けた日から15日以内とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条第1項に規定する市長の定める期日は、当該補助事業完了の日から起算して50日以内とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 綾瀬市防火協力団体補助金交付要綱（平成9年4月21日施行。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 旧要綱の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行し、令和2年4月1日より適用する。

別表第 1 (第 3 条関係)

団体名
綾瀬防火協会 綾瀬市防火委員会 (幼年消防クラブ・女性防火クラブ) 綾瀬市少年消防クラブ

別表第 2 (第 4 条関係)

団体名	補助対象事業
綾瀬防火協会	初期消火競技大会
綾瀬市防火委員会 (幼年消防クラブ・女性防火クラブ)	防火委員会 消防フェスティバル 消防出初式 防火教室 花火教室 法被通園 防火講習会 普通救命講習会 女性防火クラブが行う広報及び研修 自主防災訓練 防火盆踊り
綾瀬市少年消防クラブ	防火・防災教養 規律訓練 救助訓練 救急訓練 消防訓練 消防出初式 研修 啓発活動

別記様式（第8条関係）

綾瀬市防火協力団体補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のあった 年度綾瀬市防火協力団体補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条の規定により、次のとおり決定しました。

1 補助金額 円

2 補助条件